議事1 地域包括支援センターの運営状況について

Ⅰ　地域包括支援センターについて

１．地域包括支援センターとは

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号））

２．業務内容

（１）包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業（法第 115 条の 45 第１号ニ）

②総合相談・支援事業（法第 115 条の 45 第２項第１号）

③権利擁護事業（法第 115 条の 45 第２項第２号）

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第 115 条の 45 第２項第３号）

（２）指定介護予防支援業務

（３）生活支援コーディネーター業務

３．設置状況

市内２７箇所

（熊本市においては、「高齢者支援センター ささえりあ」の愛称。）

４．配置職員

（１）保健師または経験のある看護師

（２）社会福祉士

（３）主任介護支援専門員

※ 上記三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、要綱に定める者を配置することもできる。

（４）生活支援コーディネーター

【主な業務】

①生活支援等サービスの開発及び担い手の養成

②関係者のネットワーク化

③生活支援等のニーズとサービスのマッチング

④協議体の設置・運営

⑤地域ケア計画の策定・見直し

Ⅱ　地域包括支援センターの運営状況について

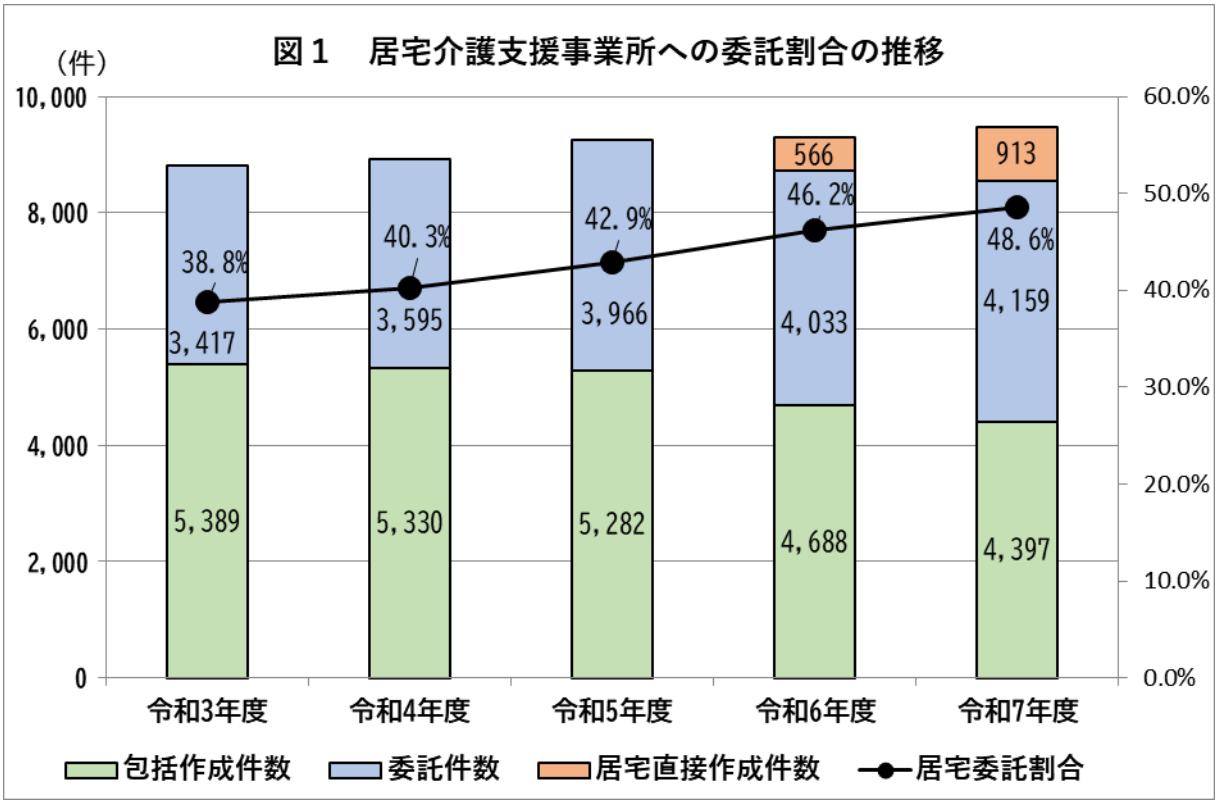
１．介護予防ケアマネジメント事業（総合事業対象者）・指定介護予防支援（要支援１・２）

総合事業対象者及び要支援１・２の認定を受けた方に対するケアマネジメントを行う。

（１）介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの委託状況

令和７年度における介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託割合は 48.6%となっており、センターによる包括的支援業務の実施に支障が生じないよう、三職種１人あたりの担当件数の上限を 20 件とした平成 30 年度以降、年々増加している。

また、令和６年度から新たに開始された居宅介護支援事業所による直接担当（居宅直接作成件数：913 件）により、地域包括支援センターが担当する件数はわずかに減少している。【別紙１】

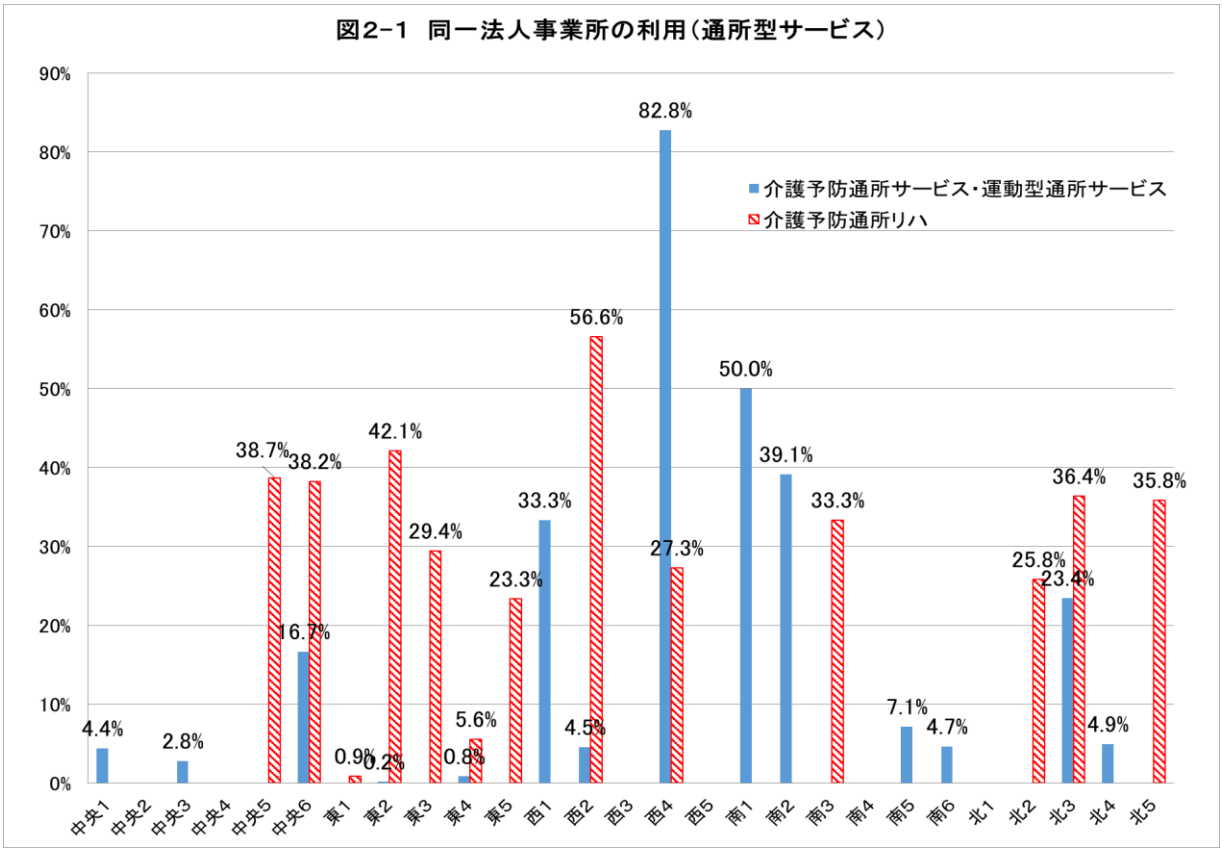


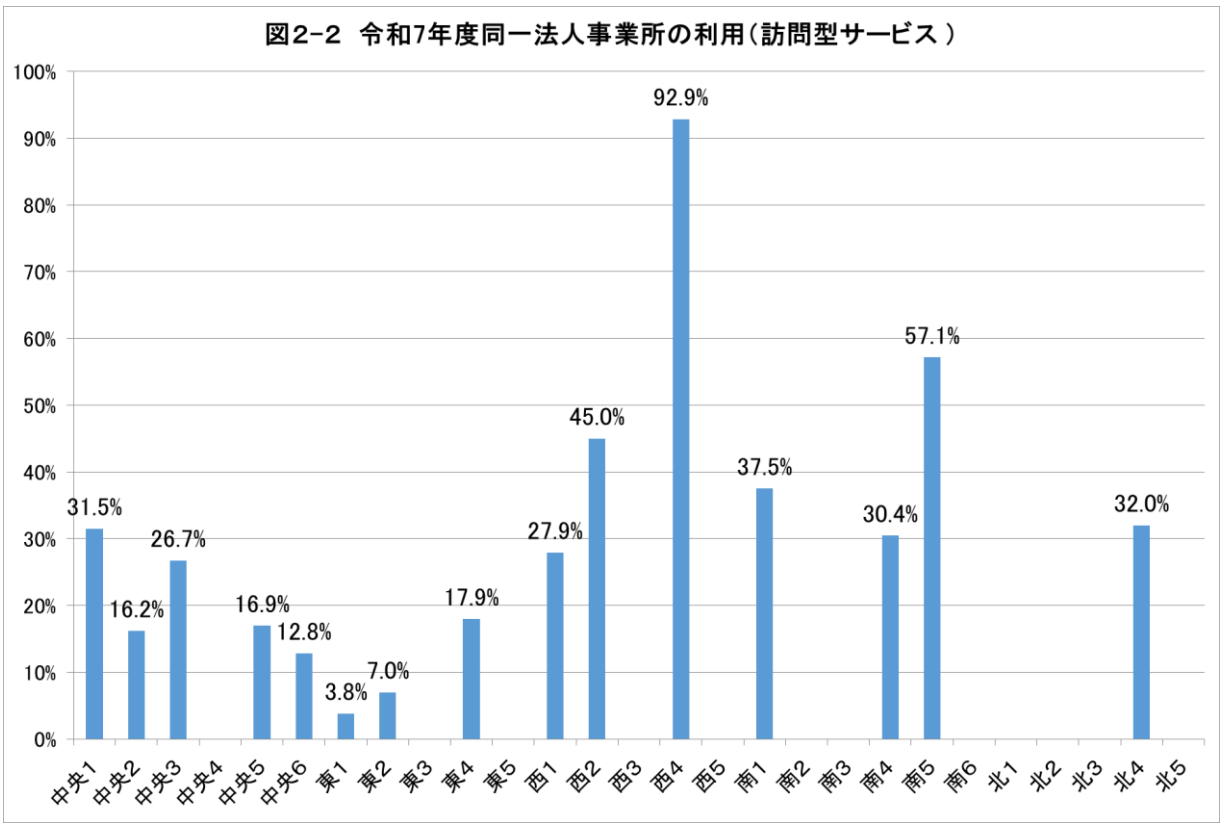
（２）介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントにおける同一法人紹介割合

センターの中立･公平な運営を確保するため､利用者へ紹介する事業所については、同一法人の事業所利用割合を５０％以下とすることを目標としている。

令和７年度においては、通所型サービス（介護予防通所サービス、運動型通所サービス、介護予防通所リハビリテーション）では、同一法人の事業所利用割合が５０％以上のセンターが３ヶ所（西２〔井芹〕・西４〔金峰〕・南１〔富合〕）、また、訪問型サービス（介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス）では、同一法人の事業所利用割合が５０％以上のセンターが２ヶ所（西４〔金峰〕・南５〔天明〕）あった。

これらのセンターでは、例年、同一法人の事業所利用割合が高い傾向となっているが、圏域内に同一法人の事業所が複数あることや、圏域内でサービスを提供している他法人による事業所が少ないことなどが要因となっている。圏域内の地域特性に左右されるものの、引き続き、圏域外の事業所に対して受け入れの相談を行うなど、中立・公平な運営の確保に向けた取組を強化していくことが必要である。【別紙２】





２．総合相談・支援事業

本人・家族・地域などからの高齢者に関する様々な相談に対応し、各関係機関と連携を図り、支援介入等を行う。

（１）相談件数（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を含む総数）について

相談件数は、令和４年度をピークに減少傾向であったが、令和７年度は６千件以上増加している。相談内容の内訳の割合は同様の傾向となっているが、特に保健医療に関すること、介護保険に関すること、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関することが増加している。複合的な課題を抱える事例に対して複数回の相談対応が必要となっている可能性がある。

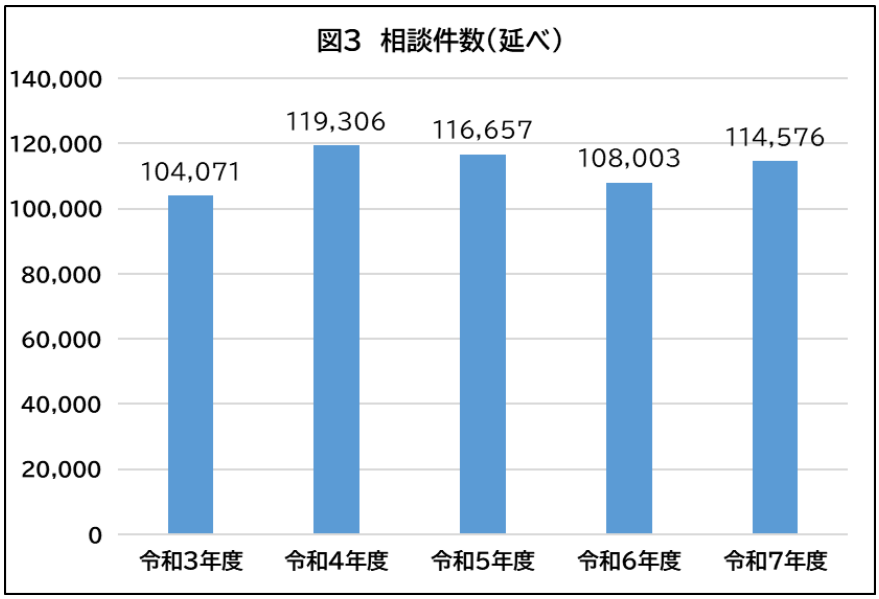


表１ 相談内容の内訳（延べ）　（単位：件）

	相談の形態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
(1)介護保険に関すること	29,490	3,372	28,599	61,461	53.6%	60,196	55.7%
(2)保健医療に関すること	8,753	575	4,288	13,616	11.9%	11,560	10.7%
(3)在宅福祉生活支援に関すること	6,826	858	4,474	12,158	10.6%	13,099	12.1%
(4)包括的継続的ケアマネジメント支援業務に関すること	3,464	706	1,763	5,933	5.2%	4,834	4.5%
(5)権利擁護(虐待関連含む)に関すること	2,848	334	1,499	4,681	4.1%	4,052	3.8%
(6)居住環境に関すること	2,033	365	1,590	3,988	3.5%	3,195	3.0%
(7)認知症に関すること	2,224	475	1,073	3,772	3.3%	3,254	3.0%
(8)家族問題に関すること	1,230	199	664	2,093	1.8%	1,435	1.3%
(9)経済的な問題に関すること	978	197	772	1,947	1.7%	1,628	1.5%
(10)在宅高齢者福祉事業に関すること	634	132	326	1,092	1.0%	1,071	1.0%
(11)その他	2,406	286	1,143	3,835	3.3%	3,679	3.4%
合 計	60,886	7,499	46,191	114,576	100.0%	108,003	100.0%

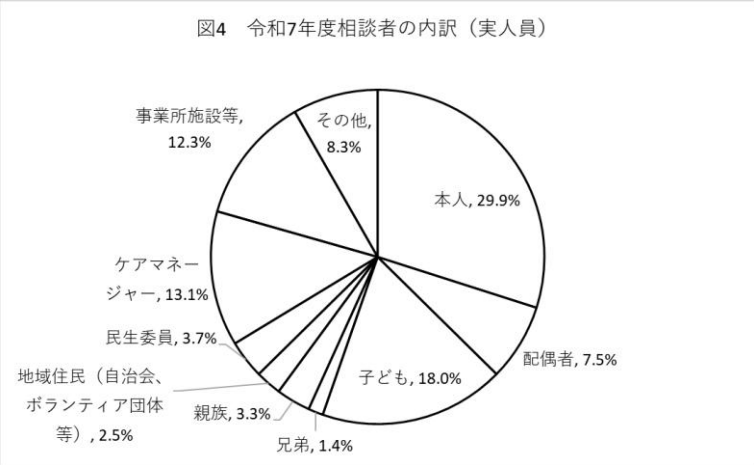
（２）相談内訳・対象者について

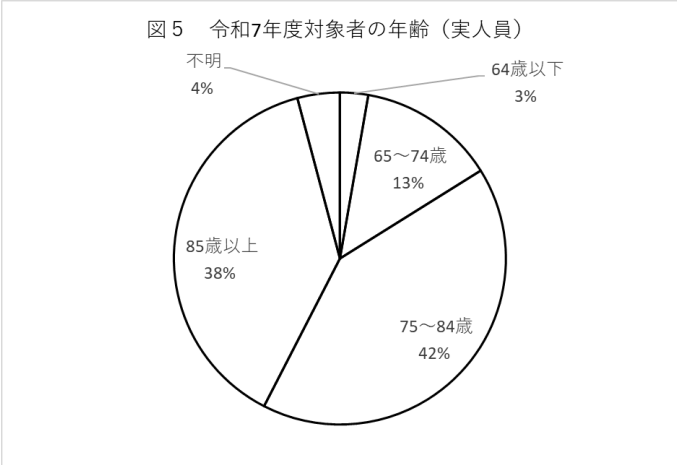
①相談者の内訳

本人、配偶者、子ども等、家族・親族からの相談が多い。（図４）

②対象者の年齢

後期高齢者となる 75 歳以上の相談件数が多くを占める。（図５）





③介護保険に関すること

介護保険に関する相談は減少傾向であったが、令和 7 年度は相談件数が増加している。内訳を見ると、サービス内容や申請手続きに関する相談が多くを占めており、前年度と同様の傾向となっている。

表２　介護保険に関すること（延べ）　　単位：件

項　目	相談の形態			合　計	割合	前年度	
	電　話	来　所	訪　問			合　計	割合
サービス内容に関すること	14,336	1,200	17,061	32,597	53.0%	32,743	54.4%
申請等の手続きに関すること	7,710	1,543	5,027	14,280	23.2%	13,640	22.7%
認定内容に関すること	4,170	302	3,372	7,844	12.8%	6,632	11.0%
保険料利用料に関すること	677	91	1,008	1,776	2.9%	1,301	2.2%
その他	2,580	239	2,145	4,964	8.1%	5,880	9.8%
合　計	29,473	3,375	28,613	61,461	100%	60,196	100%

④在宅高齢者福祉事業に関すること

在宅高齢者の生活状況や支援ニーズを把握し、必要なサービスの案内や利用申請の支援を行うなど、適切な支援につなぐ窓口となっている。

表３　在宅高齢者福祉事業に関すること　　単位：件

項 目	相談の形態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
養護老人ホーム入所措置	155	13	116	284	26.0%	353	33.0%
高齢者安心支援事業	171	19	59	249	22.8%	294	27.5%
寝具無料乾燥事業	109	44	67	220	20.1%	146	13.6%
家族介護用品支給事業	139	34	26	199	18.2%	152	14.2%
高齢者及び障害者住宅改造費助成事業関係	47	3	17	67	6.1%	50	4.7%
高齢者生活援助事業	19	2	19	40	3.7%	30	2.8%
ひとり暮らし高齢者訪問事業	10	0	23	33	3.0%	46	4.3%
合 計	650	115	327	1092	100.0%	1,071	100.0%

３．権利擁護事業

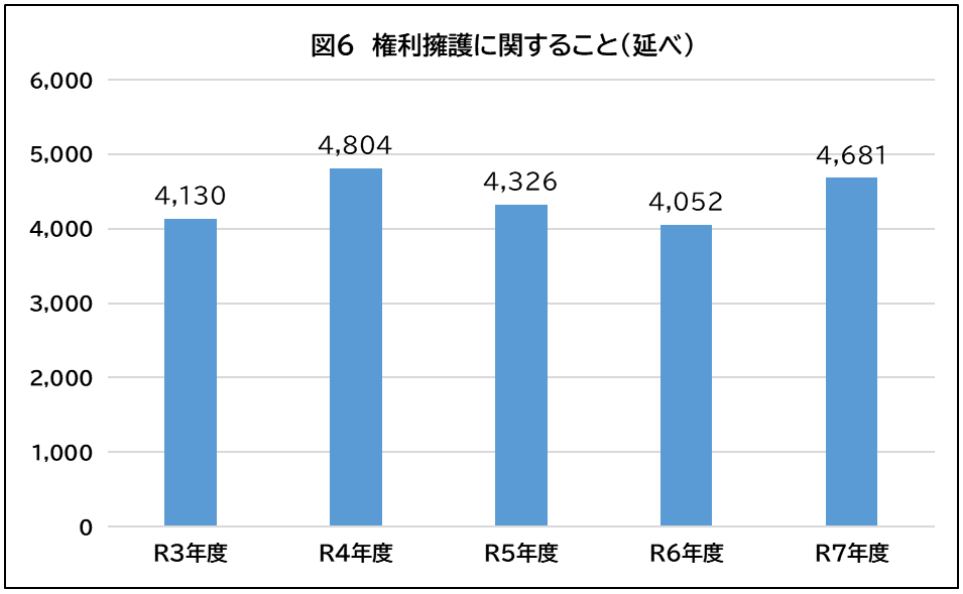
高齢者虐待に関する相談・対応や成年後見制度に関する相談・支援など、高齢者の権利を護る支援を行う。

権利擁護に関する相談は減少傾向であったが、令和７年度は増加している。内訳を見ると、前年度と同様、虐待への対応、困難事例への対応、成年後見制度に関することの割合が多くなっている。

ささえりあのヒアリングによると、複合的な課題を抱える事例に対して、継続的または複数回の相談対応が必要となる事例が増加しており、支援が長期化・複雑化していることが考えられる。また、関係機関の意識向上や連携強化により、これまで潜在化していた課題が早期に把握され、相談につながっている可能性もある。引き続き、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応につながる体制構築を推進する必要がある。

表４　権利擁護に関すること（延べ）　　単位：件

項目	相談の形態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
虐待への対応に関すること	891	96	526	1,513	32.3%	1,404	34.6%
困難事例への対応に関すること	876	96	391	1,363	29.1%	1,190	29.4%
成年後見制度に関すること	796	105	438	1,339	28.6%	1,111	27.4%
消費者被害の防止に関すること	74	22	44	140	3.0%	112	2.8%
老人福祉施設等への措置に関すること(在宅措置等)	77	2	39	118	2.5%	70	1.7%
その他	111	13	84	208	4.4%	165	4.1%
合 計	2,825	334	1,522	4,681	100.0%	4,052	100.0%



4．包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーからの相談に対する助言や支援を行うとともに、主治医、ケアマネジャー、そのほかの関係機関とのネットワーク構築に取り組む。

地域の介護支援専門員からの相談件数が年々増加しており、居宅介護支援事業所による直接担当に関することなど、特に、日常業務に関する個別指導や実務的な相談が増加している。支援困難ケースについても、後方支援も含めて地域包括支援センターが、地域の介護支援専門員に対して助言･支援を行っている。

表５　包括的・継続的ケアマネジメントに関すること（延べ）　　単位：件

項　目	相談の形態			合　計	割合	前年度	
	電　話	来　所	訪　問			合　計	割合
介護支援専門員の日常業務に関する個別指導、相談	2,299	585	1,397	4,281	72.2%	3,492	72.2%
支援困難事例等への個別指導、相談	1168	121	363	1,652	27.8%	1,342	27.8%
合　計	3,467	706	1,760	5,933	100.0%	4,834	100.0%

